

生徒手帳

令和8年度

皆野町立皆野中学校

校歌

1. 美の山に朝日生まれ
両神に夕日燃える
大背戸のみどりの台地
遠き日の縄文の人
近き日の祖父母また父母
陽を浴びてここに築きし
剛き意志
深き愛
われらともに学ぶ

2. 連峯に白雲湧き
風早し武甲の空
音高し青き荒川
春匂う沢に生いたち
蝸の谷を渡りて
足つよき父祖ら守りし
自由の胸
純なる心
われらつどい学ぶ

本校のあゆみ（歴代生徒会長等）

年月日	学校長	生徒会長	沿革の概要
昭和38.4.1	四方田 弘		新校舎一，二期工事完成
39.4.1	//		新校舎三期工事完成
40.4.1	//		管理棟完成
41.4.1	新井 芳房		特別教室棟完成
42.4.1	//		校旗制定
43.4.1	//		
44.4.1	//	野沢 康久	校歌制定
45.4.1	//	丸山 康雄	体育館完成
46.4.1	持田 茂雄		最もよい歯の学校
47.4.1	//	小門 勝雄	
48.4.1	黒沢 澄	林 磨	理科観察池完成
49.4.1	//	大塚 紀之	校庭拡張
50.4.1	//		校内放送設置
51.4.1	//		
52.4.1	//		
53.4.1	//		
54.4.1	//	設楽 尚孝	中庭テニスコート設置
55.4.1	柴崎 一郎		中庭テニスコート舗装
56.4.1	//	宮前 英行	剣道場に改装
57.4.1	//	小森 稔	緑化コンクール入賞
58.4.1	野口 正	浅見 和行	よい歯の学校
59.4.1	//	福嶋 直樹	//
60.4.1	//	田中 直人	//
61.4.1	吉川 和夫	新井 稔彦	//
62.4.1	//	中川 繁	部室5部屋増設
63.4.1	//	設楽 統	よい歯の学校
平成元.4.1	//	大塚 康弘	//
2.4.1	//	笠井 久美子	//
3.4.1	新井 輝男	浅見 禄郎	//
4.4.1	//	吉田 早苗	緑化コンクール入賞
5.4.1	内田 明憲	野村 知司	
6.4.1	//	金子 敏之	
7.4.1	//	関根 裕也	
8.4.1	村田 武信	中田 智之	
9.4.1	//	田島 一儀	ボランティア推進校

10.4.1	//	金子 珠回	//
11.4.1	池田 克生	宮下 朋美	//
12.4.1	//	島田 侑輔	//
13.4.1	岩崎 忠昭	関根 泉	
14.4.1	//	佐々木 賢太	教育課程の編成・実施研究推進校
15.4.1	//	落合 亮介	//
16.4.1	//	田島 大夢	
17.4.1	浅見 定男	大澤 彰宏	
18.4.1	//	吉田 純平	
19.4.1	//	宮原 脩	
20.4.1	//	磯田 良樹	新校舎建築
21.4.1	諸井 秀文	新井 啓介	新校舎完成
22.4.1	//	新井 雄大	駐車場完成
23.4.1	//	宮谷 凌介	
24.4.1	長谷川 初男	茂木 飛々輝	校庭部室改築
25.4.1	//	田中 璃沙	体育館北部室改築
26.4.1	//	橋本 悠作	
27.4.1	//	中村 鈴花	学力向上研究推進校
28.4.1	新井 孝彦	有賀 いぶき	//
29.4.1	//	小杉 祐二	//
30.4.1	//	中村 妃捺	キャリア教育グローバル人材の育成
31.4.1	//	有賀 みのり	//
令和 2.4.1	小菅 恭青史	引間 心優	//
3.4.1	//	大塚 靖太	一人一台端末導入に係るICTの活用・推進の研究
4.4.1	//	新井 稀	サポートルーム開設
5.4.1	//	新井 滉虎	SDGsの実現に向けた教育推進事業モデル校
6.4.1	板倉 邦弘	櫻井 大耀	//
7.4.1	//	大塚 千代	//
8.4.1		山口 真奈	

皆野町立皆野中学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は皆野町立皆野中学校生徒会という。

第2条 本会の会員は、皆野町立皆野中学校の生徒全員とする。

2 本校職員を、本会の指導職員に委任することができる。

第3条 本会で決定したことは、職員会議の承認を得て実施する。

第2章 目的

第4条 本会は会員の自治的な活動によって、よい校風を樹立し、会員相互の親睦を深め、学力及び体力の向上に努め、民主的な社会人を育成することを目的とする。

第3章 組織・機関

第5条 本会に、次の組織・機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 評議会
- (3) 代表委員会
- (4) 部長会
- (5) 専門委員会
- (6) 各種委員会
- (7) 選挙管理委員会
- (8) 部活動

第6条 前条(1)～(7)の会議（以下「本会の会議」という）は、各構成員の3分の2以上の出席を必要とし、いずれも指導職員の指導援助のもとに行う。

2 本会の会議の議決は、出席構成員の過半数の賛成をもって決する。ただし、会則の改廃、選挙規定の改廃、予算に関する議案は、出席構成員の3分の2以上の賛成をもって決する。

3 前条(2)(3)の会議の議決事項及び(5)(8)の活動内容は、生徒総会に報告し、承認を受けなければならない。

4 職員は、本会の会議において、議長の許可を得て質問や発言をすることができる。ただし、議決に参加することはできない。

第7条 生徒総会は、本会の最高議決機関で、年1回、原則として5月に開く。ただし、生徒会長が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上から要求があったときは、臨時に開くことができる。

2 生徒総会を開くときは、会長は、開催日の1週間前までに、生徒総会の日時・会場・議題を全会員に知らせなければならない。

3 生徒総会では、次のことを審議する。

- (1) 活動方針及び活動計画の承認
- (2) 予算の承認
- (3) 本会の会議における議決事項の承認
- (4) 活動報告の承認
- (5) 会計報告及び監査報告の承認
- (6) その他本会の目的達成のために必要なこと

- 4 生徒総会の議長は、そのつど会員の中から2名を選出する。ただし、役員は議長を務めることはできない。

第8条 評議会は、役員、学級代表、部長、専門委員長をもって構成し、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 前項の学級代表は、学級委員より1名を選出する。ただし、学級委員が2名とも不在のときは、学級会で選出した者をあてることができる。
- 3 評議会を開くときは、会長は、開催日の3日前までに、評議会の日時・会場・議題を会議の構成員に知らせなければならない。
- 4 評議会では、次のことを審議する。
 - (1) 生徒会の運営に関する事
 - (2) 会則・選挙規定の改廃に関する事
 - (3) 予算に関する事
 - (4) その他本会の目的達成のために必要な重要事項

第9条 代表委員会は、役員、学級委員をもって構成し、会長が必要と認めるときに開くことができる。

- 2 代表委員会を開くときは、会長は、開催日の3日前までに、代表委員会の日時・会場・議題を会議の構成員に知らせなければならない。
- 3 代表委員会では、次のことを審議する。
 - (1) 生徒会及び学校の行事その他に関する事
 - (2) 対外行事への参加及び態度の決定に関する事
 - (3) 学校の秩序保持に関する事

第10条 部長会は、役員、部長をもって構成し、会長が必要と認めるときに開くことができる。ただし、部長の3分の1以上から要求があったときは、会長は、できるだけ早い時期に開かなければならない。

- 2 部長会では、次のことを審議する。
 - (1) 部の活動、調整に関する事
 - (2) 部活動の改善に関する事

第11条 本会に、専門委員会を置き、原則として毎月1回、職員会議で定める日を定例の活動日とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、担当職員の助言を得て、随時活動を行うことができる。

- 2 各専門委員会は、担当職員の指導助言のもと、主に次のような仕事を行う。
 - (1) 学級委員会...学校の秩序保持や行事に関する事
校内生活を明るく楽しくするための自治的な活動に関する事
 - (2) 保健委員会...校内の保健衛生に関する事
 - (3) 図書委員会...学校図書館の管理・運営に関する事
 - (4) 体育委員会...体育の向上に関する事
 - (5) ボランティア委員会...学校内外のボランティア活動の推進に関する事
 - (6) 給食委員会...学校給食に関する事
 - (7) 環境美化委員会...校舎内外の美化に関する事
校内外の緑化の推進に関わる事

- 第12条 各専門委員会は、学級会から男女各1名選出した委員で構成する。
- 2 委員の任期は原則として、前期は4月から10月、後期は11月から翌年3月までとする。ただし、任期終了後も後任者が決定するまでは、卒業式後の3年生の委員を除き、引き続きその任務を行う。
 - 3 委員の再任は妨げない。
 - 4 各専門委員会は、委員の中から委員長、副委員長、学年代表を選出する。ただし、後期は卒業期以降の活動に対応するために、委員長、副委員長のうち少なくとも1名は、1・2年生の委員から選出しなければならない。
 - 5 人数の不足により、学級において全ての委員会に男女各1名を選出できない場合には、男子2名または女子2名を選出することができる。ただし、次の委員会は必ず男女各1名を選出すること。学級委員、保健委員、体育委員

- 第13条 会長が必要と認めた場合は、学校内外の行事や活動に際して必要な委員会（以下「各種委員会」という）を設置し、当該行事等が支障なく実施できるよう、担当職員の助言を得て、随時活動を行うことができる。
- 2 各種委員会は、役員、学級会から選出された委員から構成する。学級会選出の委員の定数や任期等は、行事等の実施に必要な範囲で会長が定める。

- 第14条 本会の目的を達成するために、次の各部を置き、会員は原則としてこの中から1部を選んで、これに所属し、活動することができる。
- (1) 野球（男女）
 - (2) サッカー（男女）
 - (3) 剣道（男女）
 - (4) 柔道（男女）
 - (5) 卓球（男女）
 - (6) ソフトテニス（男女）
 - (7) バasketボール（男女）
 - (8) バレーボール（女子）
 - (9) 総合芸術（男女）
- 2 各部は、部員の中から部長1名、副部長1～2名を、互選で選出する。
 - 3 部の活動時間や活動場所等については、職員会議の決定に従う。

- 第15条 役員を選出する選挙を行うために、選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会の規定は、選挙規定と共に別に定める。

第4章 役員

- 第16条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
- 2 前項(1)～(4)の役員をもって、生徒会本部を構成する。
 - 3 役員は、専門委員、各種委員会の学級会選出委員、選挙管理委員を兼務することはできない。

- 第17条 前条第1項(1)～(4)の役員は、会員の中から選挙で選出する。
- 2 役員選挙は原則として10月に行い、任命式から退任式までの1カ年を役員の任期とする。
 - 3 役員の選挙規定は、別に定める。

第18条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長...本会の会務を統括する。
- (2) 副会長...会長を助け、会長が不在のときは代理を務める。
- (3) 書記...各議事を記録し、その保管にあたる。
- (4) 会計...会計事務を処理する。

第19条 会員は、役員がその任務にふさわしくない行動をしたと認めるときには、5分の1以上の会員の署名を添えて選挙管理委員会に申し出ることにより、当該役員の解任の賛否を問う選挙（以下「リコール選挙」という）の実施を要求することができる。

- 2 前項の申し出があったときは、選挙管理委員会は速やかに、当該役員のリコール選挙を公示しなければならない。
- 3 リコール選挙は、4分の3以上の会員の投票をもって有効となり、有効投票数の過半数の賛成があったときは、当該役員は、第17条2項の規定に関わらず、その任を解かれる。

第5章 会計

第20条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、年額2,000円とし、原則として6月に徴収する。
- 3 転出入者の会費は、月額150円に生徒手帳代200円を加えた額で計算し、返金・集金する。ただし、月の途中での転出入の場合、当該月の分は徴収しない。

第21条 本会の予算は、本部で立案し、評議会の議決を経て生徒総会で承認された後に成立する。

第22条 会計の現金出納は、指導職員に委嘱する。

- 2 予算の執行にあたっては、各組織・機関の指導職員の承認を必要とする。

第6章 附則

第23条 本会則の改廃は、評議会の議決を経て、生徒総会の承認を必要とする。

第24条 本会則は、2026年4月1日より施行する。

皆野町立皆野中学校生徒会本部役員選挙規定

第1章 総則

第1条 本規定は生徒会本部役員を選出する選挙に適用する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 生徒会本部役員を選出する選挙については、選挙管理委員会（以下「委員会」という）が一切を行う。

第3条 委員会は、選挙管理委員（以下「委員」という）と指導担当職員で構成する。

第4条 委員は各学級より1名を選出する。

- 2 委員の任期は1年とする。
- 3 委員は立候補することはできない。
- 4 委員は立候補者の推薦者になることはできない。

第5条 委員の中から、委員長、副委員長を互選で選任する。

- 2 委員長は委員会の仕事を統括する。
- 3 副委員長は委員長の仕事を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

第3章 公示

第6条 委員長は、投票日の2週間前までに、選挙の公示をしなければならない。

- 2 投票日は、原則として10月中とし、職員会議で決定する。公示から投票日までの日程は、委員会で定める。
- 3 公示の内容は、選出する役員名及び定員、立候補の方法、選挙日程その他で、委員会で決定する。
- 4 公示の方法は委員会で定める。

第7条 立候補を締め切った時点で役職の定員に満たない場合は、委員長は速やかに再公示をしなければならない。

- 2 再公示については、委員会で定める。

第4章 立候補

- 第8条 生徒会の会員で、5名以上の会員の推薦を受けたものは、誰でも自由に立候補することができる。ただし、3年生は立候補することができない。
- 2 同時に複数の役職に立候補することはできない。
 - 3 立候補者は、推薦者の中から推薦責任者（以下「責任者」という）を選出する。責任者は、立候補者とともに、その選挙運動に責任を負う。
 - 4 生徒会の会員は自由に推薦者になることができる。ただし、すべての立候補者のうち1名のみ推薦することができる。
- 第9条 立候補の届出は、委員会指定の用紙を用い、委員会が指定する日時までに委員長に届け出る。
- 2 立候補の届出があった場合、委員長は書類を点検し、不備がなかった場合はこれを速やかに受理し、委員会指定の場所に掲示しなければならない。
 - 3 委員会は、立候補締め切り後、速やかに選挙公報を作成し、生徒会会員全員に配布しなければならない。

第5章 選挙運動

- 第10条 立候補者は、委員会より用紙の支給を受け、ポスターを校内に掲示することができる。
- 2 ポスターには立候補者、責任者の氏名及び立候補した役職名を明記しなければならない。
 - 3 委員会の許可印のないポスターは、掲示することができない。
- 第11条 立候補者は、委員会の定めに従って、放送を使って演説することができる。
- 2 放送による演説は立候補者1人につき、1回3分以内とし、立候補者、責任者、またはその両者が演説することができる。
 - 3 演説順は、会長、会長以外の生徒会本部役員の順とする。同一の役職に複数の立候補者がある場合は、その役職内で立候補受付順とする。
- 第12条 立候補者は、原則として立会演説会に参加しなければならない。
- 2 立会演説会には、立候補者、責任者が演説をし、両者あわせて3分以内とする。
 - 3 演説順は、第11条3項の規定を適用する。
- 第13条 第10～12条に定めのない選挙運動は、通常の学校生活に支障のない範囲で、校内に限って行うことができる。

第6章 投票

第14条 投票は、生徒会会員で当日出席している全員による、直接無記名投票とする。

第15条 投票の方法は委員会が定める。

第7章 開票及び当落の決定

第16条 開票は、投票の終了を確認でき次第、直ちに委員会が行う。

第17条 委員会及び開票立会人は、開票上知り得た秘密を厳守しなければならない。

第18条 開票終了後直ちに、委員会は会議を開催し、当選の決定をしなければならない。

2 役職ごとに定員をこえて立候補のある場合は、定員内で投票数の多い順に当選とする。得票が同数の者がいて当落の決定ができない場合は、委員会が適宜定める方法で当落を決定する。

3 定員内の立候補の場合は信任投票とし、有効投票数の過半数の得票をもって当選とする。

第19条 前条第3項の規定により落選となった役職があった場合、委員長はその役職について直ちに再公示をしなければならない。

2 前項による選挙にも、本規定を適用する。

第20条 学校長から交付される役員任命書をもって、当選証明にかえる。

第8章 附則

第21条 リコールの成立その他の理由により役員に欠員を生じた場合の措置は、残任期間や生徒会業務を勘案して、生徒会担当職員が協議して決定する。

2 前項の規定により欠員補充選挙を行う場合は、本規定を適用する。

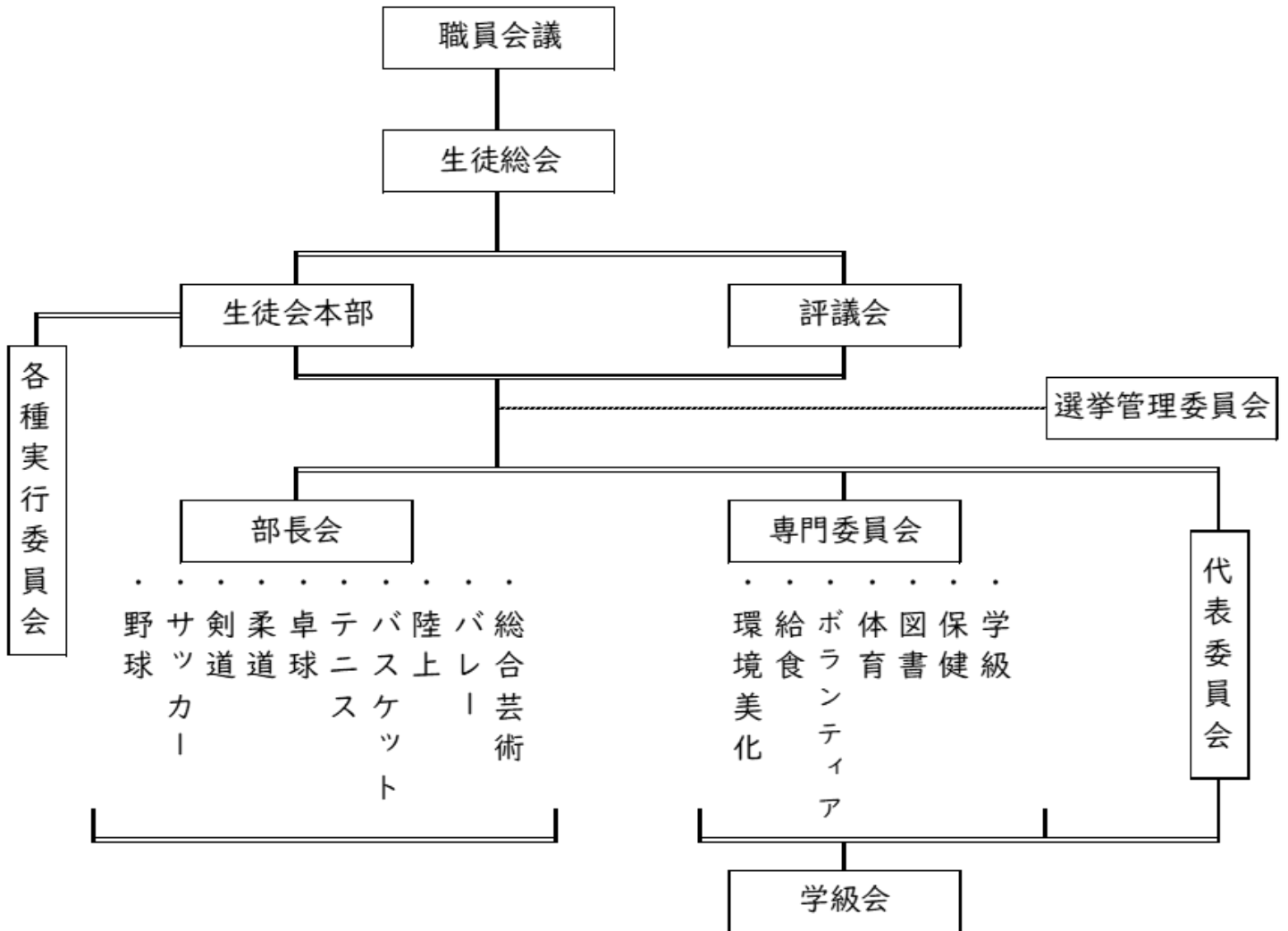
第22条 本規定は、職員会議の承認を経て、効力を発する。

第23条 本規定の改廃は、評議会において、出席構成員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 生徒会会則が改正された時は、必要により本規定も会則と矛盾のないように改正されてなければならない。

第24条 本規定は、2026年4月1日より施行する。

組織図



生徒心得

皆野中学校の生徒として誇りを持ち、気品のある行動をして立派な社会人になりましょう。

1. 服装・所持品

学校で定めた服装をし、清潔できちんとした身なりをしましょう。

- ◎名札を所定のところに正しくつけましょう。
- ◎カバンは正しく肩にかけましょう。
- ◎必要のない物品・金銭は持参しないようにしましょう。
- ◎持ち物には氏名をはっきり書きましょう。

2. 礼儀

礼儀正しくし、楽しい学校生活をしましょう。

- ◎友人や先生、来客の方へあいさつをしましょう。
- ◎正しく、ていねいな言葉づかいをしましょう。目上の人には敬語を使いましょう。

3. 登下校

- ◎登校には服装や学用品を整え、始業10分前までに登校しましょう。
- ◎遅刻・早退の時は、その理由を担当の先生に必ず申し出ましょう。
- ◎下校の時は校舎の窓や出入口の戸締まりを確かめましょう。
- ◎下校時刻を厳守しましょう。

4. 保健

- ◎姿勢をいつも正しくして、健康保持につとめましょう。
- ◎衣服・身体をいつも清潔にしておきましょう。
- ◎食前の手洗い・食後の歯みがきを励行しましょう。
- ◎校内の清潔・美化を心がけましょう。

5. 安全

- ◎安全第一とし、危険な行為はやめましょう。
- ◎交通安全のための学習につとめ、安全歩行・安全運転の習慣を身につけましょう。
- ◎自転車通学者はあらかじめ許可を受け、定められた規則に従って乗りましょう。
- ◎徒歩・自転車・バス通学の心得をしっかり守りましょう。
- ◎登下校は安全な道を通りましょう。

6. その他

- ◎学校の施設・設備・教材・教具等は使用のきまりをよく守り大切に使いましょう。
- ◎校内の掲示物や放送については注意して見聞きし、間違いの起こらないようにしましょう。
- ◎避難経路を確認しておきましょう。
- ◎集会等での集合・解散は敏速に秩序正しく無言で行い、他人に迷惑をかけないようにしましょう。
- ◎校外では常に皆中生としての自覚を持って行動しましょう。

徒歩通学の心得

1. 安全な道を通り、寄り道をしない。
2. 歩道のないところは、車に注意して右側を一行で歩く。
3. 道路の横断は、横断歩道を左右の安全を確認して行く。停車中の車の前後は危険度が高いので横断しない。
車が止まってくれた場合は、横断してから運転者に会釈するように心がける。
4. 自転車が通行可能な歩道では、自転車の通行のじゃまにならないようにする。
5. 踏切は、必ず止まって左右の安全を確認してから渡る。

自転車通学の心得

自転車通学者は学校の許可を受け、自転車には許可の鑑札をつける。

1. 体に合い、よく整備された自転車に乗る。
ブレーキ・ブザーやベル・ランプ・後部反射鏡・ハンドル・クランク・チェーン・各部のネジ等の点検、整備。
2. 自転車後部の荷台に荷ひもで通学カバン等を固定する。
3. 歩行者の安全を妨げない。
4. ヘルメットを着用する。
5. 道路のいちばん左側を通る。
6. 危険な運転をしない。
7. 前の車との間隔を十分とる。
8. 割り込みや追い越しをしない。
9. 二人乗りはしない。
10. 横に並んで走らない。
11. 右・左折の時は合図をする。
12. 道路の横断は一時停止し、左右の安全を確認して直角に行く。
13. 横断歩道を渡るときは、自転車を押して歩く。
14. 踏切や人の渡っている横断歩道では一時停止をする。
15. 狭い道路から広い道路に出る時は、一時停止をし、左右の安全を確認する。
16. 自転車を貸したり、借りたりしない。
17. 夜間はライトをつける。
18. 自転車には鍵をかけ、各自で管理を行う。

バス通学の心得

1. 乗車するときの注意
 - 無理に乗ろうとして停留所へ走って行くようなことはしない。
バスを待っている場合は、決められた所にきちんと並んで待つようにする。並んでいる列に割りこんだり、バスの到着寸前に後ろから押すようなことはしないこと。
 - 降りる人があるときは降りてから乗る。
 - あとから押したり、割りこんだりしない。

2. 乗車中の注意

- 窓から手や顔を出したり、車中から外へ物を投げない。
- 座れないときは必ずつりかわを利用する。
- 乗車中さわいだり、運転手の神経を乱すようなことは避ける。
- 入口に立ち止まって、あとから乗車する人の邪魔をしない。
- 老人や子供、幼児をおぶっている方などにはできるだけ席をゆずる。

3. 下車前後の注意

- よく止まってからあわてないで順序よく降りる。
- バスが止まるまでは席を立たない。
- 降りる人を後ろから押さない。
- 進行方向に向かって降りる。
- 降りるとき左から来る自動車や自転車などに気をつける。
- 降りた車がまだ発車しないうちに、その車の前後を通過して道路を横断しない。